

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成29年度)	改 定 (平成30年度)	備 考
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>1-1-18 建設副産物</p> <p>9. ～ 13. (追加)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p style="color: red;">ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p> <p>1-1-18 建設副産物</p> <p><u>9. 一時保管</u></p> <p style="color: red;">受注者は、建設発生土、建設発生木材、泥土等の一時保管を行う場合は、飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止の処置、周囲に囲いを設け他の廃棄物が混入しない処置、保管場所であることの表示(目的、種類、期間、責任者の明示または保管場所である旨・種類・期間・責任者の明示、連絡先、最大積み上げ高さ、保管可能量)、車両出入り口は施錠するなどして第三者の出入り防止処置、周囲の環境に配慮した管理等を行わなければならない(但し、事業場から運搬されるまでの保管を除く)。</p> <p>なお、看板表示内容に変更が生じた場合は、監督職員の指示に基づき訂正すること。</p> <p><u>10. 産業廃棄物の保管施設ガイドライン</u></p> <p style="color: red;">建設副産物(産業廃棄物)を現地で再生資源化又は再生資源化施設、最終処分場等へ搬出するまでの保管については、「廃棄物処理法」の規定に基づく保管基準のほか、北海道の「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」(平成13年4月改正)によるものとする。</p> <p><u>11. 建設副産物適正処理推進要綱</u></p> <p style="color: red;">受注者は、その他、特に定めのない事項や疑義については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるものとし、監督職員と十分打合せを行い実施しなければならない。</p> <p><u>12. 北海道循環資源利用促進税</u></p> <p style="color: red;">建設副産物で最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、「北海道循環資源利用促進税」が課税されるので、適正に処理しなければならない。</p>	<p>働き方改革・生産性の向上の取り組みの一環として追記</p> <p>道路・河川工事仕様書に記載を合わせ追加</p> <p>道路・河川工事仕様書に記載を合わせ追加</p> <p>道路・河川工事仕様書に記載を合わせ追加</p> <p>道路・河川工事仕様書に記載を合わせ追加</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成29年度)	改 定 (平成30年度)	備 考
	<p>13. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施を行う工事と設計図書において明示された場合、以下によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、工事着手前に「建設リサイクル法」第11条の通知に係る別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>この別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」は、建設副産物に係る情報交換システムを活用し作成しなければならない。提出はPDF形式のデータあるいは印刷物とする。</p> <p>(2) 受注者は、施工計画作成時、工事完了及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに建設副産物に係る情報交換システムにデータの入力を行い、PDF形式のデータあるいは印刷物を提出しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 <p>(4) 受注者は、工事発注後明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>道路・河川工事仕様書に記載を合わせ追加</p>
<p>1-1-21 既済部分検査等</p> <p>5. 適用規定</p> <p>受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p>	<p>1-1-21 既済部分検査等</p> <p>5. 適用規定</p> <p>受注者は、当該既済部分検査については、第5章5-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p>	<p>誤字の修正</p>
<p>1-1-22 部分使用</p> <p>2. 監督職員による検査</p> <p>受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p> <p>なお、土木工事にあつては中間技術検査による検査（確認）でも良い。</p>	<p>1-1-22 部分使用</p> <p>2. 監督職員による検査</p> <p>受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による中間技術検査または品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p>	<p>道路・河川工事仕様書に記載を合わせ修正</p>
<p>1-1-30 環境対策</p> <p>4. 廃油等の適切な措置</p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>1-1-30 環境対策</p> <p>4. 廃油等の適切な措置</p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>誤字の修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成29年度)	改 定 (平成30年度)	備 考																																				
<p>9. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）」の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>1-1-32 交通安全管理</p> <p>14. 検定合格警備員の配置を必要とする路線以外</p> <p>公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線以外については、以下によらなければならない。</p> <p>(1) 現道に係わる工事現場においては、交通誘導警備員は原則として警備業法に定める警備員であって、専門的な知識・技能を有する下表①に示す交通誘導警備検定合格者1級または2級を配置しなければならない。なお、交通誘導警備検定合格者の配置が困難な場合は、下表②～④に示す資格要件のいずれかを満足する者を配置しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">資 格</th> <th style="width: 30%;">資格要件</th> <th style="width: 45%;">確認資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>交通誘導警備業務に係る1級または2級検定合格警備員</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行った専門的な知識・技能を有する者。</td> <td>交通誘導警備業務に係る1級または2級検定合格証明書の写し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>警備員指導教育責任者</td> <td>警備業法における指導教育責任者講習を完了した者で、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者。</td> <td>警備員指導教育責任者資格者証の写し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>公安委員会の指定講習を受講した者</td> <td>警備業法における指定講習を受講した者で、交通誘導の知識・技能を有する者。</td> <td>指定講習の受講証明書の写し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>法定教育を受けている者</td> <td>警備業法における基本教育及び業務別教育を受けた者で、交通誘導に関する警備業務に従事している者</td> <td>警備員名簿及び警備員手帳（身分証明書）の写し</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-1-38 不可抗力による損害</p> <p>1. 工事災害の報告</p> <p>受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。</p>		資 格	資格要件	確認資料	①	交通誘導警備業務に係る1級または2級検定合格警備員	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行った専門的な知識・技能を有する者。	交通誘導警備業務に係る1級または2級検定合格証明書の写し	②	警備員指導教育責任者	警備業法における指導教育責任者講習を完了した者で、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者。	警備員指導教育責任者資格者証の写し	③	公安委員会の指定講習を受講した者	警備業法における指定講習を受講した者で、交通誘導の知識・技能を有する者。	指定講習の受講証明書の写し	④	法定教育を受けている者	警備業法における基本教育及び業務別教育を受けた者で、交通誘導に関する警備業務に従事している者	警備員名簿及び警備員手帳（身分証明書）の写し	<p>9. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。） 第2条に規定する環境物品等をいう。」の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>1-1-32 交通安全管理</p> <p>14. 検定合格警備員の配置を必要とする路線以外</p> <p>公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線以外については、以下によらなければならない。</p> <p>(1) 現道に係わる工事現場においては、交通誘導警備員は原則として警備業法に定める警備員であって、専門的な知識・技能を有する下表①に示す交通誘導警備検定合格者1級または2級を配置しなければならない。なお、交通誘導警備検定合格者の配置が困難な場合は、下表②～③に示す資格要件のいずれかを満足する者を配置しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">資 格</th> <th style="width: 30%;">資格要件</th> <th style="width: 45%;">確認資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>交通誘導警備業務に係る1級または2級検定合格警備員</td> <td>公安委員会が行った交通誘導警備に関する学科及び実技試験に合格し、専門的な知識・技能を有する者。</td> <td>交通誘導警備業務に係る1級または2級検定合格証明書の写し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>警備員指導教育責任者 (2号)</td> <td>公安委員会の行った警備員指導教育責任者講習(2号)の試験に合格し、交通誘導警備の専門的な知識・技能を有する者。</td> <td>警備員指導教育責任者資格者証(2号)の写し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>交通誘導警備業務に従事している者</td> <td>警備業法における基本教育及び業務別教育または現任教育を完了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。</td> <td>警備員名簿及び警備員手帳（身分証明書）の写し</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-1-38 不可抗力による損害</p> <p>1. 工事災害の報告</p> <p>受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害発生通知書により監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。</p>		資 格	資格要件	確認資料	①	交通誘導警備業務に係る1級または2級検定合格警備員	公安委員会が行った交通誘導警備に関する学科及び実技試験に合格し 、専門的な知識・技能を有する者。	交通誘導警備業務に係る1級または2級検定合格証明書の写し	②	警備員指導教育責任者 (2号)	公安委員会の行った警備員指導教育責任者講習(2号)の試験に合格し 、交通誘導警備の専門的な知識・技能を有する者。	警備員指導教育責任者資格者証 (2号) の写し	③	交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育または現任教育を完了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。	警備員名簿及び警備員手帳（身分証明書）の写し	<p>誤字の修正</p> <p>道路・河川工事仕様書に記載を合わせ修正</p> <p>誤字の修正</p>
	資 格	資格要件	確認資料																																			
①	交通誘導警備業務に係る1級または2級検定合格警備員	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行った専門的な知識・技能を有する者。	交通誘導警備業務に係る1級または2級検定合格証明書の写し																																			
②	警備員指導教育責任者	警備業法における指導教育責任者講習を完了した者で、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者。	警備員指導教育責任者資格者証の写し																																			
③	公安委員会の指定講習を受講した者	警備業法における指定講習を受講した者で、交通誘導の知識・技能を有する者。	指定講習の受講証明書の写し																																			
④	法定教育を受けている者	警備業法における基本教育及び業務別教育を受けた者で、交通誘導に関する警備業務に従事している者	警備員名簿及び警備員手帳（身分証明書）の写し																																			
	資 格	資格要件	確認資料																																			
①	交通誘導警備業務に係る1級または2級検定合格警備員	公安委員会が行った交通誘導警備に関する学科及び実技試験に合格し 、専門的な知識・技能を有する者。	交通誘導警備業務に係る1級または2級検定合格証明書の写し																																			
②	警備員指導教育責任者 (2号)	公安委員会の行った警備員指導教育責任者講習(2号)の試験に合格し 、交通誘導警備の専門的な知識・技能を有する者。	警備員指導教育責任者資格者証 (2号) の写し																																			
③	交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育または現任教育を完了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。	警備員名簿及び警備員手帳（身分証明書）の写し																																			

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成29年度)	改 定 (平成30年度)	備 考
<p>1-1-53 北海道循環資源利用促進税について 開発局独自</p> <p>建設副産物で最終処分場へ搬入する産業廃棄物が発生した場合については、「北海道循環資源利用促進税」が課税されるので適正に処理しなければならない。</p>	<p>1-1-53 (削除)</p>	<p>1-1-18 建設副産物 12.に移行</p>
<p>1-1-64 (追加)</p>	<p>1-1-64 総価契約単価合意方式について 開発局独自</p> <p>1. 工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施するものである。</p> <p>2. 総価契約単価合意方式の対象工事については、共通仕様書第5章5-1-2を適用するものとするが、請負代金内訳書(以下「内訳書」という)の提出を求める場合、第5章5-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。なお、発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。受注者は、契約書第3条に基づく内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。</p> <p>3. 後工事を随意契約により前工事と同じ受注者に発注する場合には、前工事にて合意した単価等を後工事の積算で使用することとする。</p>	<p>道路・河川工事仕様書(北海道開発局独自)に記載を合わせ追加</p>
<p>1-1-66 (追加)</p>	<p>1-1-66 デジタル工事写真の黒板情報電子化について 開発局独自</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、契約締結後、監督職員から承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象とすることができ、下記の1項から4項まで全てを実施することとする。</p> <p>1. 対象機器の導入</p> <p>受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」という)については北海道開発局制定 農業土木工事仕様書(以下「仕様書」という)写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用すること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に工事での使用機器について提示するものとする。</p> <p>なお、使用機器の事例として「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)を参照すること。</p> <p>ただし、この使用機器の事例からの選定に限るものではない。</p>	<p>特記仕様書から移行</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成29年度)	改 定 (平成30年度)	備 考
<p>1-1-70 工事円滑化会議の実施について</p> <p>工事円滑化会議とは、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、工事着手前及び新工種の追加等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について確認を行うために開催するものである。</p> <p>2. 実施時期は、工事着手前及び新工種発注時等とする。なお、初回は現地調査終了後で工事着手前に実施すること。</p> <p>会議の主催は主任監督員とし、受注者の求めにより開催することや必要に応じ複数回開催、現地での開催も可能とする。また、関係工事をまとめて、複数工事での開催も可能とする。関係工事とは、現場条件の情報共有が必要な工事をいう。</p>	<p>2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入</p> <p>受注者は、1項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、仕様書写真管理基準「2-2撮影方法」による。ただし、工事において高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い</p> <p>工事写真の取扱いは、仕様書写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、2項に示す小黑板情報の電子的記入については、仕様書写真管理基準「2-5写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>※デジタル写真管理情報基準（国土交通省HP）のURL http://www.cals-ed.go.jp/cr_i_point/</p> <p>4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品</p> <p>受注者は、2項に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という）を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に受注者はチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。</p> <p>※チェックシステム（信憑性チェックツール）のURL http://www.cals.jacic.or.jp/GIM/sharing/index.html</p> <p>1-1-71 工事円滑化会議の実施について</p> <p>工事円滑化会議とは、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、工事着手前及び新工種の追加等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程（クリティカスパルを含む）等について確認を行うために開催するものである。</p> <p>2. 実施時期は、工事着手前及び新工種発注時等とする。なお、初回は現地調査終了後など工事内容を踏まえて適宜判断すること。</p> <p>会議の主催は主任監督員とし、受注者の求めにより開催することや必要に応じ複数回開催、現地での開催も可能とする。また、関係工事をまとめて、複数工事での開催も可能とする。関係工事とは、現場条件の情報共有が必要な工事をいう。</p>	<p>文言の追加及び修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成29年度)	改 定 (平成30年度)	備 考																																																								
<p>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>3-3-4 品質管理 開発局独自 (新規)</p>	<p>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>3-3-4 品質管理 開発局独自</p> <p>3. 提出書類は下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-1-2 提出書類一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">書 類</th> <th colspan="2">レディーミクストコンクリート</th> <th rowspan="2">様 式</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>JIS表示工場</th> <th>その他の工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>配合報告書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>JIS規定(表-9)</td> <td>生コン工場が提出</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>コンクリート管理日報</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>仕様書様式20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>レディーミクストコンクリート納入書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>JIS規定(表-8)</td> <td>通常の場合は、監督職員に提出できる状態で受注者保存。特別の場合は提出。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>レディーミクストコンクリート立会検査</td> <td></td> <td>○</td> <td>監督職員承諾のもの</td> <td>JIS工場製品以外の場合</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>空気量、スランプとりまとめ図</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>仕様書様式21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>検査報告書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>仕様書様式22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>コンクリート打設一覧表</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>監督職員承諾のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>その他の事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、テストピースは全ての現場にて各試験を経たもので作成し、圧縮強度試験(σ28)は、監督職員又は現場代理人(監理技術者、主任技術者)立会のもとで行うこと。</p>	番号	書 類	レディーミクストコンクリート		様 式	摘 要	JIS表示工場	その他の工場	1	配合報告書	○	○	JIS規定(表-9)	生コン工場が提出	2	コンクリート管理日報	○	○	仕様書様式20		3	レディーミクストコンクリート納入書	○	○	JIS規定(表-8)	通常の場合は、監督職員に提出できる状態で受注者保存。特別の場合は提出。	4	レディーミクストコンクリート立会検査		○	監督職員承諾のもの	JIS工場製品以外の場合	5	空気量、スランプとりまとめ図	○	○	仕様書様式21		6	検査報告書	○	○	仕様書様式22		7	コンクリート打設一覧表	○	○	監督職員承諾のもの		8	その他の事項					<p>特記仕様書から移行</p>
番号	書 類			レディーミクストコンクリート				様 式	摘 要																																																	
		JIS表示工場	その他の工場																																																							
1	配合報告書	○	○	JIS規定(表-9)	生コン工場が提出																																																					
2	コンクリート管理日報	○	○	仕様書様式20																																																						
3	レディーミクストコンクリート納入書	○	○	JIS規定(表-8)	通常の場合は、監督職員に提出できる状態で受注者保存。特別の場合は提出。																																																					
4	レディーミクストコンクリート立会検査		○	監督職員承諾のもの	JIS工場製品以外の場合																																																					
5	空気量、スランプとりまとめ図	○	○	仕様書様式21																																																						
6	検査報告書	○	○	仕様書様式22																																																						
7	コンクリート打設一覧表	○	○	監督職員承諾のもの																																																						
8	その他の事項																																																									
<p>第4章 材 料</p> <p>第8節 セメントコンクリート製品</p> <p>4-8-2 セメントコンクリート製品</p> <p>2. (追加)</p>	<p>第4章 材 料</p> <p>第8節 セメントコンクリート製品</p> <p>4-8-2 セメントコンクリート製品</p> <p>2. セメントコンクリート製品の品質管理は、下記によること。</p> <p>(1) 工事で使用するセメントコンクリート製品は、製造工場名又はその略号及び製造年月日を明記したものとする。</p> <p>(2) 製品寸法の許容差は、JISに示す許容差によるが、JISに示されていない製品については類似のJISに示す許容差を準用する。この場合、監督職員と打合せて指示を受けること。</p> <p>(3) 強度試験の頻度及び合格判定は、下記による。</p> <p>1) セメントコンクリート製品の強度検査は、呼び名を異するごとに「表のA」に示す個数を1組とし、1組から「表のB」に示した個数の試料を任意に抽出して行う。ただし、端数については監督職員に確認すること。</p> <p>2) 検査の結果、上記①により抽出した試料の全数が合格すれば、その試料が代表する組の全製品を合格とする。</p> <p>3) 検査の結果、合格しないものが「表のC」に示した個数以上あった場合は、その組から更に「表のD」に示した個数の試料を任意に抽出して再度試験を行い、試料の全数が合格した場合のみ、その試料が代表する組の全製品を合格とする。</p>	<p>特記仕様書から移行</p>																																																								

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成29年度)	改 定 (平成30年度)	備 考																																																																								
<p>第10節 芝及びそだ</p> <p>4-10-1 芝 (人工植生芝)</p> <p>1. 一般事項</p> <p>芝は成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。</p>	<p style="text-align: center; color: red;">表4-21-1 セメントコンクリート製品の検査基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; border: 2px solid red;"> <thead> <tr> <th>製品の種類</th> <th>試験項目</th> <th>A. 1組の個数</th> <th>B. 1組の試験料数</th> <th>C. Bの組の不合格個数</th> <th>D. 再試験の試験料数</th> <th>摘 要</th> <th>参照JIS</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑石類</td> <td>曲げ</td> <td>1,000</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>Bの試験が2個とも合格しない場合は、その組の全数を不合格とする。</td> <td>JIS A-5371</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート管</td> <td>外圧</td> <td>300</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>JIS A-5372</td> </tr> <tr> <td>通心力鉄筋コンクリート管</td> <td>外圧</td> <td>200</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td>JIS A-5372</td> </tr> <tr> <td>コア式プレレストコンクリート管</td> <td>外圧</td> <td>50</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>Bの試験が1個でも合格しない場合は、その組の全数について検査を行う。</td> <td>JIS A-5373</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリートU型側溝落ちふた式</td> <td>曲げ</td> <td>1,000</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>Bの試験が2個とも合格しない場合は、その組の全数を不合格とする。</td> <td>JIS A-5372</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリートU型側溝上ぶた式</td> <td>曲げ</td> <td>1,000</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>Bの試験が2個とも合格しない場合は、その組の全数を不合格とする。</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリートL型側溝</td> <td>曲げ</td> <td>1,000</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>Bの試験が2個とも合格しない場合は、その組の全数を不合格とする。</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>その他のセメントコンクリート2次製品</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>類似製品のJIS規格に準ずる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第10節 芝及びそだ</p> <p>4-10-1 芝 (人工植生芝)</p> <p>1. 一般事項</p> <p>芝は成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">なお、設計図書で特に指定されていない場合は、土木工事用栽培芝を使用することとする。</p>	製品の種類	試験項目	A. 1組の個数	B. 1組の試験料数	C. Bの組の不合格個数	D. 再試験の試験料数	摘 要	参照JIS	緑石類	曲げ	1,000	2	1	4	Bの試験が2個とも合格しない場合は、その組の全数を不合格とする。	JIS A-5371	鉄筋コンクリート管	外圧	300	2	1	4	"	JIS A-5372	通心力鉄筋コンクリート管	外圧	200	1	1	2		JIS A-5372	コア式プレレストコンクリート管	外圧	50	1	1	-	Bの試験が1個でも合格しない場合は、その組の全数について検査を行う。	JIS A-5373	鉄筋コンクリートU型側溝落ちふた式	曲げ	1,000	2	1	4	Bの試験が2個とも合格しない場合は、その組の全数を不合格とする。	JIS A-5372	鉄筋コンクリートU型側溝上ぶた式	曲げ	1,000	2	1	4	Bの試験が2個とも合格しない場合は、その組の全数を不合格とする。	"	鉄筋コンクリートL型側溝	曲げ	1,000	2	1	4	Bの試験が2個とも合格しない場合は、その組の全数を不合格とする。	"	その他のセメントコンクリート2次製品	-	-	-	-	-	類似製品のJIS規格に準ずる。		<p>芝に関する文言の追加</p>
製品の種類	試験項目	A. 1組の個数	B. 1組の試験料数	C. Bの組の不合格個数	D. 再試験の試験料数	摘 要	参照JIS																																																																			
緑石類	曲げ	1,000	2	1	4	Bの試験が2個とも合格しない場合は、その組の全数を不合格とする。	JIS A-5371																																																																			
鉄筋コンクリート管	外圧	300	2	1	4	"	JIS A-5372																																																																			
通心力鉄筋コンクリート管	外圧	200	1	1	2		JIS A-5372																																																																			
コア式プレレストコンクリート管	外圧	50	1	1	-	Bの試験が1個でも合格しない場合は、その組の全数について検査を行う。	JIS A-5373																																																																			
鉄筋コンクリートU型側溝落ちふた式	曲げ	1,000	2	1	4	Bの試験が2個とも合格しない場合は、その組の全数を不合格とする。	JIS A-5372																																																																			
鉄筋コンクリートU型側溝上ぶた式	曲げ	1,000	2	1	4	Bの試験が2個とも合格しない場合は、その組の全数を不合格とする。	"																																																																			
鉄筋コンクリートL型側溝	曲げ	1,000	2	1	4	Bの試験が2個とも合格しない場合は、その組の全数を不合格とする。	"																																																																			
その他のセメントコンクリート2次製品	-	-	-	-	-	類似製品のJIS規格に準ずる。																																																																				

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成29年度)	改 定 (平成30年度)	備 考
<h3>第9章 コンクリート橋上部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編） （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） （平成24年3月） （省 略）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 （平成20年1月） （省 略）</p> <p>国土開発技術研究センター プレビーム合成げた橋設計施工指針（平成9年7月） （追加）</p> <p>（追加）</p>	<h3>第9章 コンクリート橋上部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編） （平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） （平成29年11月） （省 略）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 （平成28年12月） （省 略）</p> <p>国土開発技術研究センター プレビーム合成げた橋設計施工指針（平成9年7月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン —道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p>	<p>諸基準の改定により修正</p>
<h3>第10章 鋼橋上部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月） （省 略）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月） （省 略）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針（平成14年3月） （追加）</p> <p>（追加）</p>	<h3>第10章 鋼橋上部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月） （省 略）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月） （省 略）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針（平成14年3月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン —道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p>	<p>諸基準の改定により修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成29年度)	改 定 (平成30年度)	備 考																																													
第11章 橋梁下部	第11章 橋梁下部																																														
第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）</td> <td style="width: 30%;">（平成24年3月）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV 下部構造編）</td> <td>（平成24年3月）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）</td> <td>（平成24年3月）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（省 略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－仮設構造土工指針</td> <td>（平成11年3月）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（追加）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（追加）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）	（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV 下部構造編）	（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）	（平成24年3月）		（省 略）			日本道路協会 道路土工－仮設構造土工指針	（平成11年3月）		（追加）			（追加）			第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）</td> <td style="width: 30%;">（平成29年11月）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV 下部構造編）</td> <td>（平成29年11月）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）</td> <td>（平成29年11月）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（省 略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－仮設構造土工指針</td> <td>（平成11年3月）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—道路デザイン指針（案）とその解説—</td> <td>（平成29年11月）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</td> <td>（平成29年11月）</td> <td></td> </tr> </table>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）	（平成29年11月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV 下部構造編）	（平成29年11月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）	（平成29年11月）		（省 略）			日本道路協会 道路土工－仮設構造土工指針	（平成11年3月）		日本みち研究所 補訂版道路のデザイン			—道路デザイン指針（案）とその解説—	（平成29年11月）		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）		諸基準の改定により修正
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）	（平成24年3月）																																														
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV 下部構造編）	（平成24年3月）																																														
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）	（平成24年3月）																																														
（省 略）																																															
日本道路協会 道路土工－仮設構造土工指針	（平成11年3月）																																														
（追加）																																															
（追加）																																															
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）	（平成29年11月）																																														
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV 下部構造編）	（平成29年11月）																																														
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）	（平成29年11月）																																														
（省 略）																																															
日本道路協会 道路土工－仮設構造土工指針	（平成11年3月）																																														
日本みち研究所 補訂版道路のデザイン																																															
—道路デザイン指針（案）とその解説—	（平成29年11月）																																														
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）																																														
第14章 道路	第14章 道路																																														
第3節 防護柵工 14-3-1 一般事項 3. 適用規定 受注者は、防護柵工の施工にあたって、防護柵の設置基準・同解説（日本道路協会 平成21年6月）の4-1施工の規定、道路土工・盛土工指針（日本道路協会）の規定及び第5章5-4-8路側防護柵工、第5章5-4-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	第3節 防護柵工 14-3-1 一般事項 3. 適用規定 受注者は、防護柵工の施工にあたって、防護柵の設置基準・同解説（日本道路協会 平成28年12月改訂）の4-1施工の規定、道路土工・盛土工指針（日本道路協会 平成21年6月）の規定及び第5章5-4-8路側防護柵工、第5章5-4-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	誤字の修正																																													

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成29年度)	改 定 (平成30年度)	備 考
第16章 暗渠排水 第5節 材料の確認検査（合成樹脂管用） 受注者は、管の現地搬入後、監督職員の任意抽出する直管の規格別に、下記に示す項目の検査結果を監督職員に提出しなければならない。ただし、抽出数は1,000本当り2本を原則として全数合格しなければならない。 イ 外観検査異物の混入、色むら、ひび割れ ロ 形状検査端末の形状 ハ 寸法検査長さ径 ニ 開孔検査開孔比 なお、確認検査において外観及び効用上欠陥が多く認められた場合は、さらに任意の供試験を抽出して土木工事施工管理（品質管理）に定める各項について試験を行わせることがある。	第16章 暗渠排水 第5節 材料の確認検査（合成樹脂管用） 受注者は、管の現地搬入後、監督職員の任意抽出する直管の規格別に、下記に示す項目の検査結果を監督職員に提出しなければならない。ただし、抽出数は1,000本当り2本を原則として全数合格しなければならない。 イ 外観検査異物の混入、色むら、ひび割れ ロ 形状検査端末の形状 ハ 寸法検査長さ径 ニ 開孔検査開孔比 なお、確認検査において外観及び効用上欠陥が多く認められた場合は、さらに任意の供試験を抽出して土木工事施工管理（品質管理）に定める各項について試験を行わせることがある。	工場による品質検査結果及び試験成績書により材料の確認検査とするため廃止